

コリーナコミュニティ規約

コリーナコミュニティ

令和4年3月19日

コリーナコミュニティ規約

(名称及び事務所)

第1条 この団体は、コリーナコミュニティ(以下「本会」という。)と称し、事務所をコリーナ矢板自治公民館内に置く。

(会員)

第2条 本会は、コリーナ矢板に居住する者及び土地・家屋を所有する者で構成する。

(目的)

第3条 本会は会員が主役となり、助け合い、支え合いの精神のもと、コリーナ矢板が安心・安全・快適な街、自然と共生する持続可能な街、資産価値・幸福価値の高い街となることを目的とする。

(事業・活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) コリーナ矢板の地区行政に関すること。
- (2) 生活環境の保全、整備、向上に関すること。
- (3) 住民相互の親睦に関すること。
- (4) 所有地管理（コリーナ矢板施設管理組合からの業務委託を含む）に関すること。
- (5) コリーナ・玉田共助バス運営会からの業務委託に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本会事業の推進に関すること。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 理事若干名（会長及び副会長を含め、8名以内）
- (4) 監査役2名

2 業務委託元の役員との兼務は妨げない。

(役員を選任及び任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。なお、欠員補充により選任された役員任期については、前任者の残任期間とする。

- 2 役員の選任にあたっては、募集期間を設け、推薦又は応募があったものを候補者とし、総会で選任する。
- 3 会長及び副会長は、役員の互選により選任する。

(役員会)

第7条 役員会は、役員をもって構成する。

- 2 役員会は、総会で議決した事項のほか、本会の運営に関する事項全般について審議し、執行する。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、これに事故ある時又は欠席の時はその職務を代行する。
- 3 監査役は、本会の業務及び会計を監査する。

(役員報酬)

第9条 本会の役員報酬は、コリーナ矢板施設管理組合の役員報酬と同額とする。

- 2 業務委託元から役員報酬を受け取っている者には、本会独自の役員報酬は支給しない。

(運営財源)

第10条 本会の運営財源には、コミュニティ運営会費、各業務委託元の業務委託費、その他公的助成金、補助金及び寄付金等をあてるものとする。

- 2 コミュニティ運営会費は、年額 3,000 円（一世帯あたり）とし、指定された時期までに納入しなければならない。
- 3 会費の変更及び臨時費用の徴収は役員会の審議を経て、総会でこれを定める。

(支出)

第11条 本会は、以下に掲げる費用について、年間事業計画及び予算計画等に基づいて、適正に支出するものとする。

- (1) 年間事業計画遂行に関わる費用
- (2) 公民館の維持補修に関わる費用
- (3) 業務委託された事業に関わる費用
- (4) 会員が提議し、役員会において支出が適正と認められた費用
- (5) その他本会の運営に必要な費用

(総会)

第12条 定期総会は、原則として毎年4月に開催する。なお、会長又は監査役が必要と認めた場合若しくは業務委託元から総会の開催要請があった場合には、臨時で開催するものとする。

2 成立にあたっての定足数はこれを定めない。

3 総会の開催にあたっては、開催の概ね1ヶ月前までに、回覧板等により周知する。なお、臨時の総会等、緊急の場合にはこの限りでない。

4 会員の署名捺印した委任状または議決権行使書を総会に提出することにより、書面により議決権を行使することができる。

5 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 解散

(3) 事業の変更

(4) 事業の報告及び収支決算

(5) 役員を選任又は解任

(6) その他会の運営に関する重要事項

6 議決は出席者、委任状、議決権行使書の議決権の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

7 会員1世帯につき1票の議決権を有するものとする。

(議事録)

第13条 総会及び役員会の議事については、議事録を作成する。

(事業報告及び決算)

第14条 会長は、毎事業年度終了後1ヶ月以内に事業報告書及び収支決算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第16条 本会を運営するため、事務局を置く。

(解散)

第17条 この団体は、総会の議決により解散する。

(変更)

第 18 条 この規約は、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の承認がなければ変更できない。

附 則

1 この規約は、2022 年 3 月 19 日から施行する。